

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	昭和工業団地区域における下水道管渠調査業務委託
2 履行場所	大和郡山市 池沢町他 地内
3 履行期間	着手の日から令和6年1月12日まで
4 業務概要	マンホール目視調査・点検工 1.0式 本管TVカメラ調査工 1.0式 取付管TVカメラ調査工 1.0式 報告書作成工 1.0式
5 事業担当課	下水道推進課
6 契約日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契約保証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支払事項	前払金 契約金額が300万円以上の場合は請求できます。ただし契約金額の30%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質問事項	入札関係書類に記載

下水道管路施設調査工仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、大和郡山市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、調査という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書を優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に議事が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有

調査に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、調査の成果等は当市の承諾なしに公表してはならない。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関する法令・条例・規則等、並びに当市が他に企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

①労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)	及び同法関連法規
②労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)	及び同法関連法規
③消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	及び同法関連法規
④緊急失業対策方	(昭和 24 年法律第 89 号)	及び同法関連法規
⑤建設業法	(昭和 25 年法律第 100 号)	及び同法関連法規
⑥建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	及び同法関連法規
⑦港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)	及び同法関連法規
⑧毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	及び同法関連法規
⑨道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)	及び同法関連法規
⑩下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)	及び同法関連法規
⑪中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)	及び同法関連法規
⑫道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)	及び同法関連法規
⑬河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)	及び同法関連法規
⑭電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)	及び同法関連法規
⑮騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)	及び同法関連法規

⑯廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)	及び同法関連法規
⑰水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)	及び同法関連法規
⑱酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)	及び同法関連法規
⑲労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)	及び同法関連法規
⑳振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)	及び同法関連法規
㉑環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)	及び同法関連法規

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受益者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたいえ、調査に着手すること。

- ①業務等着手届
- ②管理・主任技術者通知書
- ③管理・主任技術者経歴書
- ④現場代理人通知書
- ⑤現場代理人及び配置技術者の雇用に関する経歴書
- ⑥業務工程表
- ⑦調査計画書

※職務分担表を作成し、添付すること。

- ⑧酸素欠乏危険作業主任者届

※酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了書を添付すること。

(2) 提出した書類の内容に変更が生じた時は、ただちに変更届けを提出すること。

(3) 受注者は、着手日から完了日までの期間中、調査日報を毎週月曜日に監督員に提出すること。

(4) 受注者は、調査が完了した時、速やかに次の書類を提出すること。

- ①業務完了届
- ②出来形調書
- ③調査記録写真 (第 1 章「1 6. 調査記録写真」による。)
- ④完成図書 1 式 (第 3 章「3. 報告書」による。)
- ⑤業務成果引渡書
- ⑥契約金額請求書

(5) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用等、交通の制限等の届け出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。なお、届出又は、許可の申請に当たって、事前に監督員と必要事項について協議すること。

7. 調査工計画書

- (1) 受注者は、調査に先立ち、別紙、附則「附則－1 管路内調査工計画書記載要領」に従って「調査工計画書」（以下、「計画書」という。）を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、計画書の作成にあたっては、調査現場周辺の管路状況、交通状況及び家屋の密集度等の現場環境に十分留意し、調査の安全かつ円滑な遂行と公害防止についても適切な措置をとらなければならない。また、受注者は、監督員の指示した事項については、その内容について検討した上提出しなければならない。
- (3) 受注者は、計画内容に変更が生じた場合には、該当事項の調査前に変更に関する事項については当市又は監督員と協議し、「変更計画書」を提出しなければならない。

8. 現場体制

受注者は、下記の担当者を契約締結後、速やかに定め、所定の様式「管理・主任技術者通知書、管理・主任技術者経歴書、現場代理人通知書、現場代理人及び配置技術者の雇用に関する経歴書、職務分担表」の作成を行い、当市に提出し、その業務に従事させなければならない。なお、「職務分担表」には、下記職務内容を記載することを基本とする。

- ①現場代理人
- ②主任技術者
- ③安全管理者
- ④電気取扱主任
- ⑤判定者
- ⑥オペレーター
- ⑦酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑧調査測定担当者
- ⑨事務担当者
- ⑩現場気象担当者

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに現場代理人、並びに調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当な経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

9. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部下請負させる場合、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負人の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届出しなければならない。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不適切であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、直ちに必要な措置を講じること。

1 0. 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 1. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等から要望、もしくは地先住民等と交渉があった場合、遅滞なく監督員に報告し、その指示を受け、誠意を持って対応し、その成果を速やかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由であっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った場合、受注者がその責任を負うこと。

1 2. 完了検査

- (1) 完了検査は、設計図面等に基づいて行うものとし、検査に際して検査員より指摘があった場合は速やかに処置すること。なお、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、検査員の方法について、意義を申し立てることはできない。

1 3. 社内検査

受注者は、履行期間内に社内検査を行うこと。
社内検査結果について、書面で報告をすること。

1 4. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、業務に伴い、下水道施設等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に書面にて報告をし、その指示を受けること。また、速やかに現状回復とすること。
- (2) 受注者は、業務に伴い、第三者に損害を与えた場合は、直ちに監督員に書面にて報告をし、適正な措置をとること。
- (3) 第三者に損害を与えた場合、原因を明確にした上で費用負担を決定する。但し、次のような場合は原則として受注者がすべて補償すること。
 1. 業務中における受注者の従業員の過失によって生じた一切の損害
 2. その他明らかに受注者の責任による損害

1 5. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 土日及び国民の祝日に関する法律で定められた日に作業を行う場合は、事前に監督員に書面にて報告を行うこと。

1 6. 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って、記録映像写真を撮影し、調査完了時には工種ごとに工程順に編集したものを調査現場写真帳に整理し、業務完了届に添付し監督員に提出すること。

- (1) 撮影は保安施設状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定

状況、管路内洗浄状況ほか当市が指定する内容について行うこと。

- (2) 写真には件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 写真は原則としてカラー撮影とし、大きさはサービス判とする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」、及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建第1号）等を厳守し、安全に必要な措置を講じ、公衆災害、労働災害及び物件損害等の発生防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、調査中の気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できる対策を講じておかなければならない。
- (3) 受注者は、事故防止を図るため、安全管理については計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたり、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造でかつ、調査中の安全が確保されるものとする。
- (4) 受注者は調査にあたり、騒音規制法、振動規制法など公害防止関係法令に定める規制基準を厳守するために必要な措置を講じること。
- (5) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上、危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時はその都度、洗浄・清掃を行うこと。
- (7) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

- (1) 調査計画書（「付則－1 管路内調査工計画書記載要領」による。）
受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。
- ①調査概要
 - ②現場組織表（職務分担表、緊急連絡先等）
 - ③調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
 - ④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等）
 - ⑤事前調査票（受注者は、調査に先立ち事前調査を行い「事前調査票」を提出すること。なお、設計数量と差異がある場合は監督員と協議しなければならない。施設平面図が現状と違う場合において、交通事情等により下流からの調査箇所は、事前調査票の備考欄に記載し提出しなければならない。）
 - ⑥その他、監督員が指示する事項
- (2) 調査機材
調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。
- (3) 調査時間
調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (4) テレビカメラによる調査
- ①調査にあたっては、あらかじめ当該箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。洗浄にあたっては、水圧により管路を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。なお、テレビカメラ調査は、管内洗浄後、調査開始までの期間が長期にならないよう速やかに実施すること。

- ②本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
 - ③本管の調査は、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら全区間動画撮影（カラー）し、鮮明な画質でDVD等に収録すること。
 - ④本管内の異状箇所の位置標示及び、取付管部の異状箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
 - ⑤管内に異状が発見された場合は、動画とは別に写真撮影（カラー）を行うものとする。
 - ⑥調査区間内のマンホール調査項目は、（５）２．マンホール目視調査内容によること。
 - ⑦受注者は、撮影にあたっては適正かつ鮮明な画像を確保するよう努めなければならない。
- （５）目視による調査

1. 管渠

- ①本管調査にあたっては、上流から下流に向かって調査員が移動しながら行うものとする。なお、調査が困難となった場合は、下流から上流に向けて調査を行うこと。
- ②調査する場合は、本管内に調査員が入り管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の腐食、たるみ、破損、クラック、継手部の不良、侵入水、油脂等の付着、樹木根の侵入、取付管口の不良、鉄筋の露出、現場打ちボックスカルバートについては打ち継ぎ目を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- ③写真撮影は異状箇所の有無にかかわらず、マーキングを含めた管口写真撮影のほか、10m程度の間隔で行わなければならない。また、取付管がある場合も写真撮影を行うものとする。これによりがたい場合は、監督員と協議の上、変更することができる。

2. マンホール及び蓋

- ①調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、侵入水、管渠の取付口、マンホール内のクラック、側壁、目地のずれ、足掛金物の腐食及び欠損本数及び副管、蓋の摩耗度、蝶番・ロック部の劣化、蓋のがたつき、蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真は、調査年月日、異状箇所、発生場所等を明記した黒板を入れて撮影（カラー）すること。

（６）緊急対応・調査不可時の処置

調査の続行が困難になった場合や流下能力が著しく欠如している場合、管の破損等で陥没の恐れがあり、周辺環境に影響を与えることが予測できる場合は、速やかに監督員に報告を行い、指示を受けること。

3. 報告書

- （１）調査結果は、「下水道管路施設点検・調査マニュアル（案）（（社）日本下水道協会 2013年発行）、下水道管路管理マニュアル 2019」を参考に報告書を作成し、提出すること。
- （２）調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示とする。
- （３）提出する図書は、次のとおりとする。

①調査報告書（管渠）

- ・位置図（調査報告書が複数冊子に分かれる場合は、冊子番号を記載すること。）
- ・図面（緊急度ごとに色分けしたもの）
- ・調査総括表・調査集計表・調査記録表（TVカメラ調査ツールから出力すること。）
- ・写真帳

②調査報告書（人孔・蓋）

- ・位置図（調査報告書が複数冊子に分かれる場合は、冊子番号を記載すること。）
- ・図面（緊急度ごとに色分けしたもの）
- ・調査総括表・調査集計表

③総括調査報告書

- ・位置図（調査報告書が複数冊子に分かれる場合は、冊子番号を記載すること。）
- ・図面（緊急度ごとに色分けしたもの）
- ・調査総括表・調査集計表

④緊急対応・調査不可報告書（報告書、位置図、図面、写真）

⑤TV カメラ調査を DVD に収録したもの。

⑥業務日報

⑦協議書

⑧調査現場写真

⑨出来形報告書

⑩その他監督員の指示するもの

⑪各種電子データ（「付則－2 電子媒体作成要領」による。）

第4章 局地的な大雨への安全対策に関すること

1. 適用範囲

以下の項目に該当する下水道管渠内工事等に適用する。

- (1) 既設雨水・合流等の下水道管渠内で、雨水が流入する管渠内に作業員が入抗して行う工事等。
- (2) マンホール、水路、柵きよ等で (1) と同様の作業管渠となる工事等。

※「工事等」とは、工事以外の点検や調査、清掃を含め、雨水が流出する下水道管渠内における作業全般を総称したものであり、具体的には、更生工法や管内修繕、管内調査、管内清掃等の作業を想定している。

2. 雨天時の作業中止等の検討

受注者は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- ・標準的な中止基準

以下にいずれかの場合に工事等を中止する。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

3. 気象条件等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。情報源については以下に示すものを利用するほか、適宜情報源を確保すること。

自動音声による奈良県の気象情報について

奈良地方気象台では、自動音声電話にて各種気象情報を提供しています。

気象情報（自動音声）電話番号 0742-27-7329

現在発表中の特別警報、警報、注意報に関する情報の後、以下の情報をお聞きいただけます。

<p style="text-align: center;">天気予報 →「1#」をプッシュします</p> <p>地域を選択後、本日、明日、明後日の天気予報が流れます。</p> <p>○ お聞きになりたい地域の番号+「#」をプッシュします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 全地点 → 「0#」 北部 → 「1#」 南部 → 「2#」 </div> <p>もう一度聞く場合 → 「1#」 終了する場合 → 「0#」または切断</p>	<p style="text-align: center;">観測結果 →「2#」をプッシュします</p> <p>観測結果（風向・風速、気温、湿度、天気等）が流れます。</p> <p>もう一度聞く場合 → 「1#」 終了する場合 → 「0#」または切断</p>	<p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報 →「3#」をプッシュします</p> <p>市町村を選択後、発表中の特別警報、警報、注意報が流れます。</p> <p>○ お聞きになりたい市町村名の“あかさたな”を選択した後、当該市町村の番号+「#」をプッシュします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村の番号等については、次頁の表1を参照ください。 </div> <p>もう一度聞く場合 → 「1#」 他の市町村の特別警報等を聞く場合 → 「2#」 天気予報または観測結果を聞く場合 → 「3#」 終了する場合 → 切断</p>
---	---	--

国土交通省 防災情報提供センター：<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai.joho/>

4. 安全管理計画の施行計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

(1) 現場特性の事前把握

下水道管渠内工事等の着手前には、当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握する。情報は以下の項目を参考に可能な範囲で収集すること。

- ① 下水道管渠施設情報（平面図、縦断図、流量計算表等）、流域面積、流入系統の把握、作業箇所の上・下流域の状況把握、マンホール間距離、マンホール深、管渠断面形状、管渠勾配、管渠の会合、マンホールにおける落差（段差）、伏越しの有無等を把握すること。
- ② 地形情報
凹地形、急傾斜地の有無等を把握する。
- ③ 既存情報
浸水被害、既往事故、ハザードマップ、既往流量調査結果等作業現場の危険性を把握する。
- ④ その他情報
ポンプ施設、大規模排水施設、ビルビット排水の有無等を把握する。また、通常時の水位・流速についても把握する。

(2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

- ① 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくい等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。また、マンホール内のみの作業など退避条件が良好な場合は中止基準を緩和する検討も行う。
- ② 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。
気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、管渠内の風や臭いの変化、下水の色、ごみ等の流入等）
- ③ 工事等を再開する際の基準も設定する。

工事等の中止基準に抵触していないこと、管渠内水位が通常時と変わらない等。

(3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、あらかじめ退避時の対応策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

①退避手順の設定

あらかじめ作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。また、実際の現場において退避訓練を実施し、退避時の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を実施検証する。

②安全器具の設置

下水道管渠内の増水に備えた安全器具等について、現場特性に応じて設置する。

③情報収集と伝達方法

下水道管渠内での作業中には、地上監視員を配置して気象等の情報収集を行い、状況を確実に下水道管渠内の作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

④資器材の取り扱い

下水道管渠内の資器材については、あらかじめ流出防止策を講じておくとともに、下水道管渠内の作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

(4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応策の内容等について作業関係全員に周知徹底を図る。

(5) その他

安全管理計画の各項目の詳細事項の作成に当たっては、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会が作成した「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」を参考にすること。当該手引きは、国土交通省ホームページに掲載されている。

http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000036.html

第4章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(2) 設計図書に特に明示していない事項であっても調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

(3) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受け処理すること。

参考資料（記載例）

休日作業届出書

業務等の名称

作業場所 大和郡山市 町 番地 付近（位置図添付）

作業内容 マンホール目視調査 マンホール蓋調査
管路 TV カメラ調査
取付管 TV カメラ調査
管渠洗浄工

その他

現場代理人名 休日作業に際しては、現場代理人_____が常駐し、
事故の起こらないよう気をつけて施工いたします。

作業日 令和 年 月 日

上記のとおり休日に作業を実施しますので、届け出いたします。

令和 年 月 日

大和郡山市長 上田 清 様

請 負 者

住 所
商号または名称
代表者氏名

道 路 工 事 届 出 書

令和 年 月 日	
奈良県広域消防組合 大和郡山消防署長 殿	
届出者 住 所 (電話) 氏 名 ㊞	
工事予定日時	自： 令和 年 月 日 時 分から 至： 令和 年 月 日 時 分まで
路線及び箇所	国道 ・ 県道 ・ 市道 線
通行禁止等の対象	通行禁止・片側通行 (交互通行・一方通行) 車両 (大型・普通・2輪) 緊急時消防車等の通行 可 ・ 否
工事内容	
現場責任者 氏名・連絡先	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさに日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 工事施工区域の略図を添付すること。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届

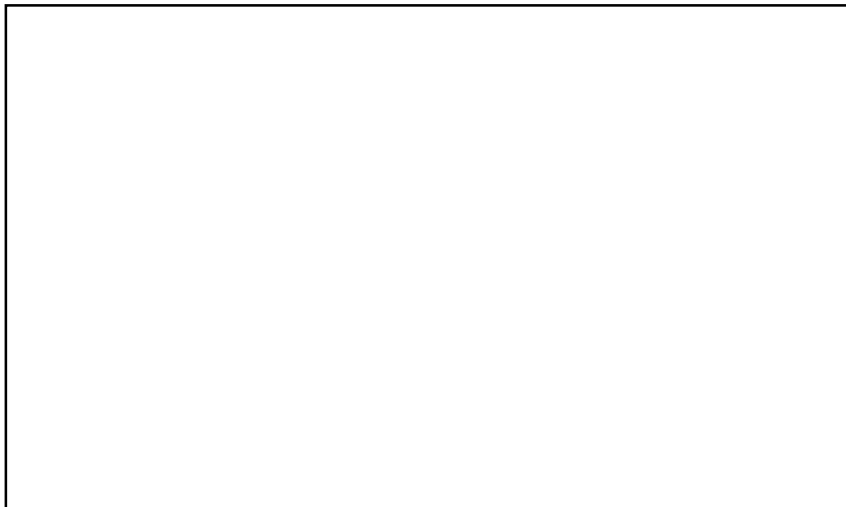
1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 技能講習修了証 労働安全衛生法による技能講習修了証
○第○○○号 平成○○年○○月○○日交付
ただし、平成 年 月 日までに修了の方は、
2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了書

5 技能講習修了証の写し



職務分担表

氏名	職務内容
	現場代理人
	主任技術者
	渉外担当者
	安全管理者、電気取扱主任者
	判定者
	オペレーター
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
	調査測定担当者
	事務担当者
	現場気象担当者
	本社気象担当者

(注)

- 1 判定者・オペレーター名も記入する

調査日報

調査日報								
作業番号		件名			受注者			
年月日	令和	年	月	日	曜日 / 天候	指示事項		
課長		課長補佐		出張所長		担監督員		
						主技術任者		
作業内容							報告事項	
							(記事)	
(明日の作業予定)								
工事名	工程名	単位	数量	前日までの出来高	本日出来高	累計出来高	備考	
管路内調査工								
報告書作成工								
確認事項 ※1	作業開始時	作業開始時刻	天候	気象情報 (確認時刻)			水位の確認※2 (確認時刻)	
		:		注意報:なし 警報:なし (:) (:)			cm (:)	
	作業中断時	作業中断時刻及び中断理由		注意報・警報の確認方法		作業中断の 監督員への連絡		
		☐注意報 ☐警報 ☐降雨 (:)(:)(:)		携帯自動受信		:		
作業開始時	作業再開時刻 (作業中断時間)	再開時の気象情報	作用開始条件		作業再開の 監督員への連絡			
			水位の確認※2 (確認時刻)		安全点検結果			
			cm (:)					
備考								
※1・「雨天時における安全管理の強化」対象工事の場合は、確認事項を記載する。 ・作業中断後、再開しなかった場合は、作業再開時刻の欄は、記載しない。 ※2 降雨の影響がない水位であることを確認した時点の水位及び時刻を記載する。								

酸素及び硫化水素濃度測定記録表

		換 気	前 ・ 後	
		圧気工事	有 ・ 無	
測定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	測定者	〇 〇 〇 〇	
測定場所	〇〇 〇〇丁目〇〇番地先	人孔番号	〇〇〇〇	
測定器名				

(水平)

(垂直)

測 点 1	イ	ロ	ハ
温 度 (°C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			

測 点 2	イ	ロ	ハ
温 度 (°C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			

測 点 3	イ	ロ	ハ
温 度 (°C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			

(措置)

付 則

付則－1 管路内調査工計画書記載要領

1. 一般事項

- (1) 管路内調査工計画書は、この要領により作成する。
- (2) 様式はA4判（タテ）で横書きとし、図面は方位、縮尺及び寸法を明記して縮図の上製本する。
- (3) 管路内調査工計画書を分冊して提出するときは、監督員の承諾を得る。
- (4) 表紙には、年度、作業番号、調査件名及び提出年月日を記載し、受注者及び現場代理人の記名押印をする。

2. 記載事項

管路内調査工計画書に記載する事項及び順序は、以下のとおりとする。

(1) 調査概要

設計図書に定められた事項（案内図及び調査箇所図を含む）を記す。

(2) 現場組織

ア. 職務分担表

現場代理人、主任技術者、安全管理者、判定者、オペレーター、渉外責任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者及び法令等で定める主任技術者又は責任者を定め、その氏名及び職務分担を記す。

イ. 緊急時（異常気象を含む。）の連絡体制及び安全管理機構を記す。

(3) 調査記録写真撮影計画

ア. 撮影項目、撮影方法、撮影場所等についての撮影計画を記載する。

イ. 作業状況の記録写真は、調査延長 300m程度毎に各 1 か所（調査延長 300m未満は 1 か所）、取付管調査箇所数 30 か所程度毎に各 1 か所（取付管調査箇所数 30 か所未満は 1 か所）のほか、監督員が指定する箇所について撮影する。

なお、写真は工程順に編集整理して監督員に提出する。

ウ. 撮影項目は施工区分毎に下記に該当するもののほか、当該記録に残す必要があると思われる作業内容についても、計画を立てる。

(ア) 事前調査作業

(イ) テレビカメラの地上走行距離制度

(ウ) 洗浄機、洗浄車又はタンク車並びにその作業及び洗浄水の取水作業

(エ) 管径毎のカメラヘッド管中心のセット

(オ) 保安施設工（工事標板及び交通誘導員を含む。）

(カ) 仮締切工（土のう、止水プラグ等）

(キ) 仮排水工

(ク) 調査終了後の清掃作業

(ケ) 下水道施設の保護措置

(コ) 酸素及び硫化水素の濃度測定作業

- エ. 写真には調査件名、撮影場所、撮影年月日、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影する。
- オ. 画像編集は原則として認めない。ただし、撮影内容を容易に確認するため、回転、パノラマ及び明るさ補正を行う場合は、監督員の承諾を得ること。
- カ. 写真は原則として、有効画素数が100万画素以上のデジタルカメラを使用すること。また、色彩はカラーとし、大きさはL版程度とする。
- キ. 調査記録写真帳はフリーアルバム又はA4判とする。
- ク. 調査記録写真帳には必要に応じて見取図又は説明をつける。
- ケ. 必要に応じて印刷する場合はプリンターはフルカラー600dpi以上のものを使用することとし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度顕著な劣化が生じないものを使用すること。
- コ. 調査記録写真の電子媒体（DVD-R又はCD-R）の作成及び提出については、付則-2「電子媒体化作成要領」による。
- サ. その他、定めのない事項については、監督員の指示による。

(4) 実施工程表

- ア. 全体及び工種別細目の実施工程表を作成する。
- イ. 工程表の作成方法は、バーチャート、ネットワーク等による。
- ウ. 設計図をもとに調査口数及び施工区分別をもとに調査順序及び調査期間を記す。

(5) 労務計画

実施工程表に基づく職種名別の予定員数を記す。

(6) 使用する主要な機械

- ア. カメラヘッド、カメラ走行車（台車）、カメラ制御装置、ケーブルドラム、カメラケーブル、モニター等の形式、性能、製造年次、機械番号等を記す。
- イ. テレビカメラ搭載車、高圧洗浄車、小型高圧洗浄車、タンク車等の形式、性能等を記す。

(7) 環境調査

- ア. 調査地域の交通、土地利用、公共施設等の環境を調査し、その概況を記す。
- イ. 有害ガス、酸素欠乏空気等の発生が予想される区域を記す。

(8) 仮設備

- ア. 電気設備について記す。
- イ. 保安施設、仮締切、仮排水、換気及び照明（位置、構造、緊急時の撤去方法等）について記す。

(9) 調査方法

調査方法は、下記の項目を記す。

- ア. 事前調査
- イ. 目視調査
- ウ. 管路内洗浄（洗浄方法、水圧、処理水利用計画等）

エ. テレビカメラ調査

- (ア) テレビカメラの地上走行距離制度)
- (イ) 管径毎のカメラヘッドの管中心セット手順
- (ウ) 本管調査手順
- (エ) テレビカメラ走行距離の補正

ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、テレビカメラ走行距離の補正は不要とする。

- (オ) 取付管調査手順
- (カ) テレビカメラ走行速度等

オ. 簡易テレビカメラ調査

(10) 安全管理

- ア. 保安要員の配置状況及び保安対策内容について示すこと。
- イ. 社員、作業員（下請業者を含む。）に対する安全教育の方法を示すこと。
- ウ. 酸素欠乏・有害ガス等の対策について記すこと。（防止対策、保護具等）また、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」等の必要事項を記すこと。
- エ. 管路内と地上との連絡方法について記すこと。
- オ. 作業環境にかかる特殊性をあらかじめ認識し、作業内容に潜む危険因子を分析し、それに対する対応策などを記すこと。
- カ. 高齢作業員への安全対策について記すこと。

付則－２ 電子媒体化作成要領

1. 提出物の電子媒体化はこの要領に準拠して作成する。
2. 媒体はDVD-R（記録容量：片面一層4.7GB）又はCD-R（記録容量：650～700MB）とする。
3. テレビカメラ調査を実施した路線は標準モードで収録する。
4. DVD-R 又は CD-R の編集は適正かつ鮮明な画像が得られるように機器の操作を行う。
5. DVD-R 又は CD-R は調査年度、作業番号、調査件名、調査路線名、整理番号等を表示する。
6. DVD-R 又は CD-R に収録後はファイナライズ処理すること。
7. 報告書、異状箇所写真集はPDF化し、路線、報告書、写真集等の検索可能な形態に整理してDVD-R 又は CD-R に収録すること。
8. 写真の電子媒体化
 - (1) 記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮から圧縮率1/8まで）とする。
 - (2) 撮影内容は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」（案）に準拠した、アルバム管理ソフトで工種及び工程順に整理し、XML形式で提出する。
9. 動画の電子媒体化
 - (1) Windows（Windows Media Video形式）の映像出力に対応すること。
 - (2) 圧縮形式 MJPEG 1秒10フレームにて処理する。
10. 電子媒体を提出する際は必ずウイルスがないことの確認を行うこと。

成果品の場合はウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェックソフト、チェック日等）を成果品に表示すること。

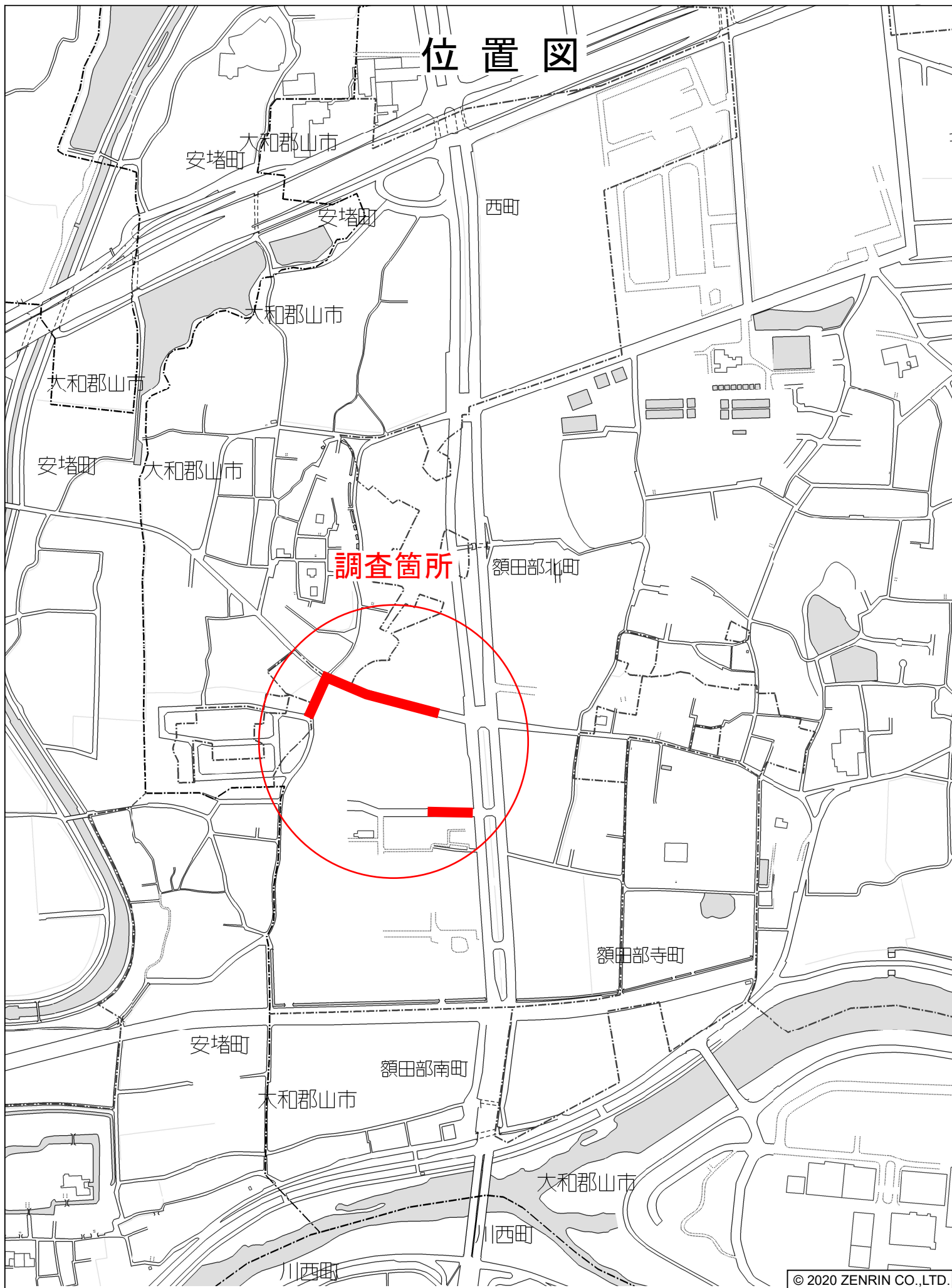
位置図

調査箇所

沢田

昭和町

位置図



調査箇所